

1. 経緯

- ・平成25年3月、公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現を目指すために「熊本市公共交通基本条例」を制定。
- ・同条例において、公共交通が利用できない、もしくは不便である公共交通空白・不便地域等の定義を規定。
- ・同地域等において、地域住民の通院や買い物など、日常生活に必要な最低限度の移動手段を確保する目的で「コミュニティ交通」を導入（22路線（令和4年11月現在））。

2. 課題

- ・現行制度は、コミュニティ交通を導入する地域から、最寄りのバス停・鉄軌道駅に接続することを基本とし、運行ダイヤも固定して運行していることから、利便性が低く、利用者数が年間で一桁の路線があるなど利用が低迷している。

3. 見直し

※情報通信技術を活用して、複数の公共交通やそれ以外のサービスを最適に組み合わせて、効率的な移動手段や経路などを利用者に提供するサービス

- 【目的】
- ・利便性向上による自家用車からの転換を促進し、公共交通全体の利用促進を図る。
 - ・円滑な移動を実現するMaaS（※）の構築に向けた土壌づくりを推進する。

